

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2021年 6月 30日

大阪府知事 殿

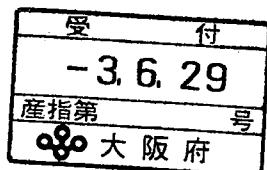
提出者

住 所 大阪府大阪市北区大淀南1丁目4-15

氏 名 青木あすなろ建設(株) 大阪本店
常務執行役員本店長 清治 茂

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6440-1816



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	青木あすなろ建設(株) 大阪本店
事業場の所在地	大阪府大阪市北区大淀南1丁目4-15
計画期間	2021年 4月 1日 ~ 2022年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	895億円
③従業員数	920人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(解体・建築工事) 汚泥・・・処理業者にいたくして脱水・固化にて再生化 コンクリート塊・・・再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化 木くず・がらくず・アスファルト塊・廃プラスチックボード・・・処理業者に委託して再生化 混合廃棄物・・・処理業者に委託して最終処分(埋立)

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片
	排 出 量	5150 t	1316.2 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片
	排 出 量	3000 · t	1000 · t
(今後実施する予定の取組) 再生資源の現地利用（工法の検討含め） 分別収集の向上による再生化のアップ			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず・石膏ボードの分別ならびに石綿含有廃棄物についても他の廃棄物と混入しないよう確実に分別・保管を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、木屑、紙くず他の品目についても発生の際の分別保管を実施

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アスファルト破片	木くず	廃プラスチック	廃石膏ボード
877.2 t	47.7 t	0.3 t	63.3 t

②計画

アスファルト破片	木くず	廃プラスチック	廃石膏ボード
500 t	30 t	1 t	50 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃油	建設混合廃棄物		
28.2 t.	150 t	t	t
	247.1		

②計画

廃油	建設混合廃棄物		
10 t	100 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 2 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片
	全処理委託量	5150 · t	1316.2 · t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	5150 · t	1316.2 · t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	— t	— t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

アスファルト破片	木くず	廃プラスチック	廃石膏ボード
877.2・t	47.7・t	0.3・t	63.3・t
- t	- t	- t	- t
877.2・t	47.7・t	0.3・t	63.3・t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃油	建設混合廃棄物		
28.2 t	±50 t 247.1	t	t
- t	t	t	t
28.2 t	0 t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片
②計画		全処理委託量	3000 t.	1000 t.
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	3000 t.	1000 t.
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
		(今後実施する予定の取組) 再生資源の現地利用(工法の検討含め) 分別収集の向上による再生化のアップ		
※事務処理欄				

②計画

アスファルト破片	木くず	廃プラスチック	廃石膏ボード
500 t.	30 t.	1 t.	50 t
t	t	t	t
500 t	30 t	1 t	50 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

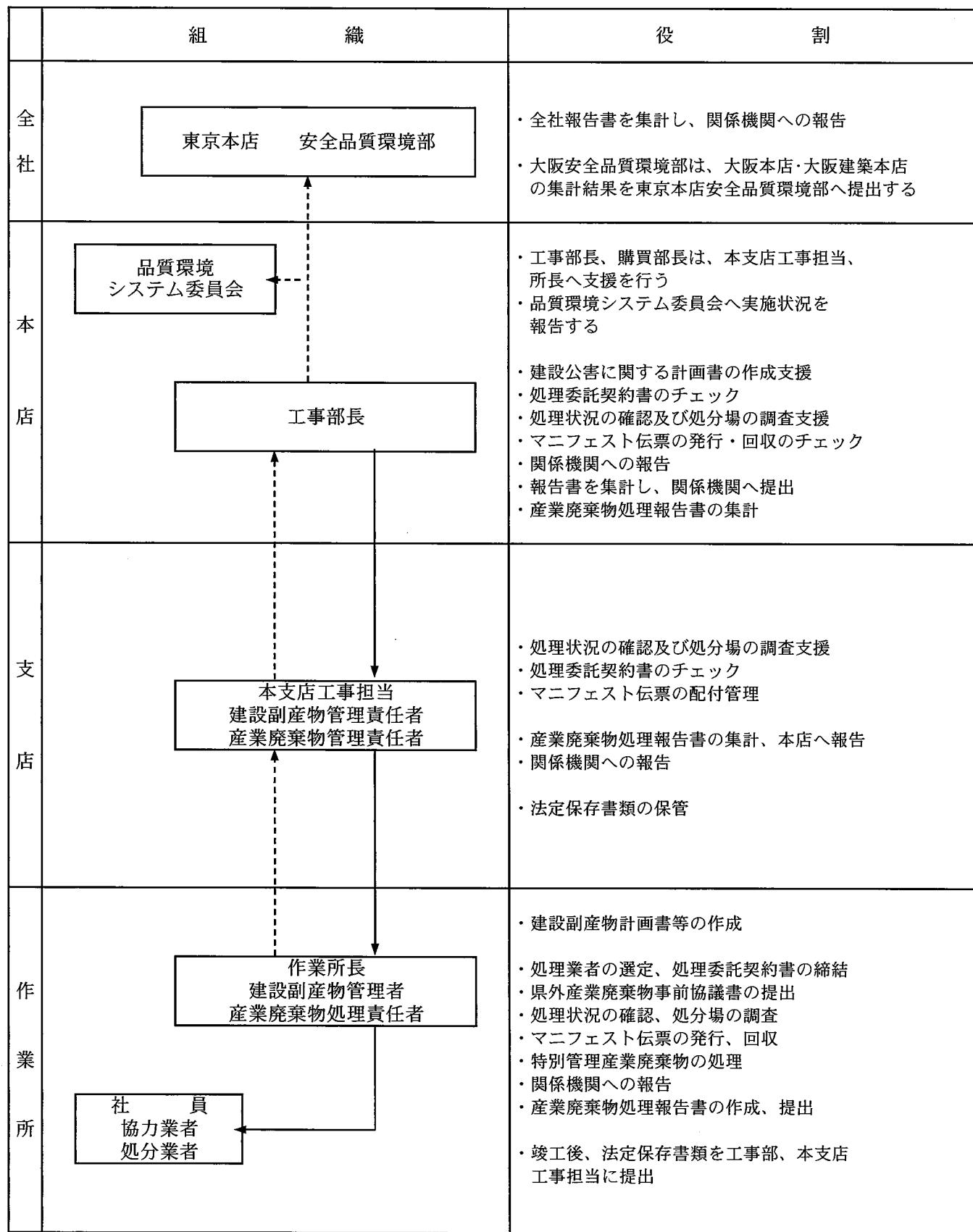
廃油	建設混合廃棄物		
10 t	100 t	t	t
t	t	t	t
10 t	0 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙:産業廃棄物の処理に係わる管理体制

責任者及び管理組織図



注: → 指示系統 - - - - -> 連絡・報告系統

(2) 管理体制の強化

1) 管理体制（組織）

本支店内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するために横断的な組織を編成する。

2) 管理方法

廃棄物管理規程および廃棄物処理計画を作成し、実施確認を行う

3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類・発生状況・処理方法・処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修を行う。

1) 社員・業務委託者・関連会社への研修

本支店上事部は、作業所の廃棄物管理体制責任者及び対象業者に対し、教育を年1回以上行う

2) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生・分別・再生利用・最終処分等の状況について情報の公開に努める。(月報の提出等)